今のお太助フォン が使えるのは2027年3月末まで

受信端末の更新が必要です

現行のお太助フォン端末は、更新期限を迎える2027年3月末でサービスが終了します。市では、市民の皆さんへのアンケート結果などを踏まえ、今後の情報発信方法を利用状況に合わせた形から選択し受信できる形へ変更します。

[今後の受信端末と機能比較]

	専用ビデオフォン	専用タブレット端末	スマートフォンアプリ（個人所有の端末）
端末価格	90,000円（税別）※	34,000円（税別）※	―
月額利用料	無料	無料	無料
備考		電話機能の利用には受話器端末とBluetooth接続が必要	

※オプション利用料（050IP電話、YouTube、ラジオなど）は別途必要です。端末は分割支払い（割賦販売）でも購入できます。

[お太助フォン更新スケジュール]

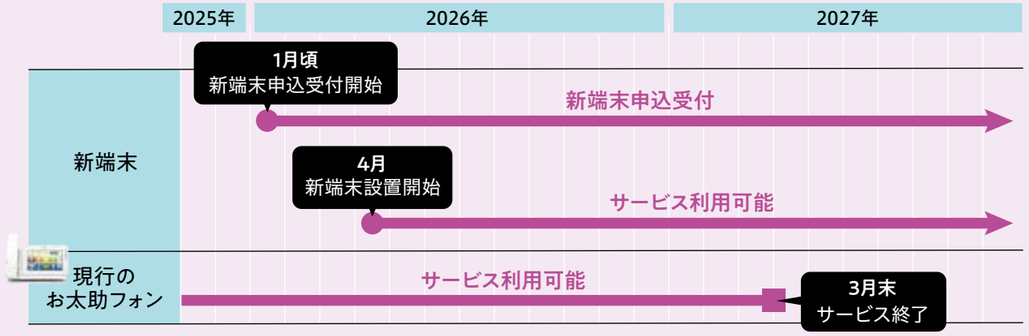

よくある質問にお答えします

●選べるのはどれか1つだけ?

複数利用することもできます。例えば、自宅では専用ビデオフォン、外出先ではスマホアプリで情報を確認するといった使い方もできます。

●今家にあるお太助フォンは使えなくなる?

現行の端末が使えるのは2027年3月末までです。以降は使用できなくなります。

●購入費の補助金などはありませんか?

非課税世帯の方を対象に補助制度を検討しています。詳細は、別途お知らせします。

●今のお太助フォンを撤去するときに費用がかかりますか?

専用ビデオフォン、専用タブレット端末に交換する場合は撤去費はかかりません。スマホアプリだけを使用し、あじさいネットの契約がない場合は、光ケーブルの撤去も必要ですので撤去費用11,000円（税込）が必要です。

問CBBS株式会社　☎050-5535-5500／政策企画課　企画調整係　☎・お太助フォン 42-5612

資格を喪失した国保で受診した場合は国保負担分を返還してください

転出や会社への就職など、本市の国民健康保険から脱退しているにもかかわらず、本市の国民健康保険で医療機関などを受診した場合は、本市が負担した医療費（不当利得）を返還する必要があります。

■医療費と不当利得額

	2割～3割		7割～8割
一般的な診療	自己負担分		国民健康保険負担分 不当利得分（返還必要額）
高額療養費の支給を受けた場合	自己負担分	高額療養費制度支給分	国民健康保険負担分 不当利得分（返還必要額）

高額療養費の支給を受けた場合は、その額も不当利得に含まれるため、返還が必要です。

■手続き方法

1 本市へ医療費を返還

返還が必要な方には、お知らせと納付書を送付します。
納期限までに納付書記載の窓口で医療費を返還してください。

▼

2 受診時加入の保険へ医療費を請求

医療費を返還後、「診療報酬明細書（本市交付）」と「返還金の領収書（原本）」を用意して、受診時に加入していた社会保険などに申請、請求してください。
※申請に必要な書類は申請先に確認してください。

■不当利得を発生させないために

- 月途中の受診でも加入する健康保険が変わったら、医療機関にマイナ保険証や新しい資格確認書を提示しましょう。
- マイナ保険証は、新しい健康保険の資格情報の反映に数日かかります。新しい健康保険の加入手続き後、すぐに医療機関を受診する際は、「健康保険が変更になったこと」を受付で伝えましょう。
- 社会保険などに加入したら、早めに国民健康保険の資格喪失手続きを行いましょう。

国民健康保険「資格確認書」の有効期限

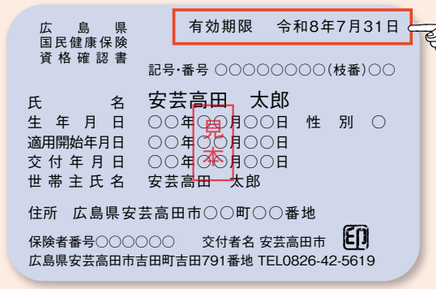

ここに記載してあります。

資格確認書に記載されている期日が有効期限です。

〈注意〉テレビやラジオ、インターネットで「12月2日から使用できない」と広報されている保険証は、従来の社会保険の健康保険証です。

問保険医療課　医療保険年金係　☎・お太助フォン 42-5619